

第六編
財
政

第一章 一般会計の変遷

第一節から第三節までは下巻に登載

第四節 一般会計

昭和五十四年度以降、平成元年度までの滝川市の一般会計の決算

状況は次のとおりである。

昭和五十四年度以降年度別歳入歳出決算額

区 分	五十四年度	五十五年度	五十六年度	五十七年度	五十八年度	五十九年度	六〇年度	六一年度	六二年度	六三年度	平成元年度
一市 税	二四八、三三〇、八三三	二八五、〇六六、五二一	三〇四、九八四、九一九	三三九、九六八、六〇八	三六六、四四四、三五一	三九七、二〇四、四七一	三九六、四七四、七〇六	四二九、三三七、二六一	四五三、六六四、四六六	四五七、二六四、五七七	四五五、三六八、五五九
二地方譲与税	一〇、四六六、〇〇〇	一、七〇〇、五〇〇	一、七〇八、〇〇〇	一、七〇六、〇〇〇	一、九七九、九〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	一、七二七、七〇〇	一、八九九、〇〇〇	一、九二二、二〇〇	一、九二〇、〇〇〇	三、四三三、六〇〇
三繰上債利権交付金	四一、二八七、五	五〇、〇八五	五一、六〇〇	六九、九八五	八三、七七四	八六、五六九	九六、四二七	八九、六九四	一一、三四七、七	一一、三四七、九三	一、四八三、〇〇〇
四自動車取得交付金	九四、四四〇、〇〇〇	八五七、〇〇〇、〇〇〇	七五三、〇〇〇、〇〇〇	八八〇、七〇〇、〇〇〇	八八〇、五〇〇、〇〇〇	九〇、四〇〇、〇〇〇	九七、〇〇〇、〇〇〇	九八、八五〇、〇〇〇	一〇、五三〇、〇〇〇	一一、三三六、〇〇〇	一、七〇三、七〇〇
五利子割交付金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八、四三三、五〇〇
六国有権限施設等所在 六市町村助成交付金	二一八、〇〇〇	二二五、五〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇
七地方交付税	二七九、九三三、〇〇〇	三〇四、三七八、〇〇〇	三三〇、九九五、〇〇〇	三四九、三三四、〇〇〇	三六六、四四三、〇〇〇	三七五、〇〇〇、〇〇〇	三八八、〇〇〇、〇〇〇	四一三、三三三、〇〇〇	四三三、三三三、〇〇〇	四三三、三三三、〇〇〇	六、五四〇、〇〇〇
八交通委対策交付金	八九三、〇〇〇	六〇三、〇〇〇	五、四二一、〇〇〇	六、四四五、〇〇〇	六、〇一一、〇〇〇	七、七四五、〇〇〇	八、五八〇、〇〇〇	七、三三三、〇〇〇	一、六六七、〇〇〇	一、三八五、〇〇〇	一、二二八、〇〇〇
九分租金及び負担金	三五九、一八三	三、四八七、八五三	三、五〇〇、三〇四	三、四三〇、〇〇八	四、六七六、〇七	五、二一四、四八	五、六五八、九六	五、四四二、七六	五、七二五、八七	五、八〇五、八〇	六、五二七、三〇四
〇使用料及び手数料	三七二、九二四、七	四、八四三、五九	四、七三三、三三	五、四三二、九〇	五、六六八、九八	六、七七八、一三	七、六二〇、四七	七、八八三、四四	八、〇五〇、八〇	八、〇五〇、八〇	九、四〇〇、一六六
二国庫支出金	三〇、四六三、四七	三、七二四、五三	三、〇三七、七一九	二、九七九、七八七	二、五三三、八〇九	三、〇四八、二二三	二、五八六、〇四七	二、二八三、三三	一、八五八、八六〇	二、〇九二、九八	一、九四九、八八三
三国庫支出金	六、九七三、八二	八、四八三、二四	九、一六九、八七	一〇、〇五三、五五	七、七五五、二一六	六、八三三、二二	七、七九七、二八	七、三三三、四四	五、九二七、七四	七、九一五、〇三	七、七五〇、六五
三財源収入	八八〇、九九五、三	六、四九三、〇八	一、四七五、三三	三、三三三、四四	七、四〇五、〇四	四、五三二、〇元	四、八七六、四四	二、九八八、五〇〇	三、八〇五、〇〇	三、八〇五、〇〇	一、四七三、〇〇
四寄附金	六、四七六、八七	八、二七六、六六	一〇、九八七、〇五	一〇、五二二、九八	一六、二九九、九四	二、七四〇、八九	四、八七六、四四	二、六五九、九四〇	二、一六八、二六八	四、八二九、九六	一、四七三、〇〇
五繰上債金	六、七三四、〇〇	三、七〇五、七九	六、〇九二、四九	二、七四三、八五	一六、二九九、九四	二、九五四、三三	五、四四九、〇〇	二、六五九、九四〇	二、一六八、二六八	四、八二九、九六	一、四七三、〇〇
六繰上債金	四、〇八八、八七	三、二〇一、七五	九、七九九、三二	一〇、五二二、九八	一六、二九九、九四	二、九五四、三三	五、四四九、〇〇	二、六五九、九四〇	二、一六八、二六八	四、八二九、九六	一、四七三、〇〇
七諸収入	二、四七二、五四〇、七	二、九二四、八八一	二、九三三、七七	二、九二二、四九五〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	四、八二九、九六
八市債収入	二、二九〇、〇〇〇	二、九二四、〇〇〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	二、三三三、四四〇	四、八二九、九六
歳入合計	二、四二〇、五二八、七	二、五八〇、三三三、五	二、六八六、三二八、四	二、七二二、六七五、九	二、七四八、六七三、八	二、七六六、七三九、四	二、七六六、七三九、四	二、七六六、七三九、四	二、七六六、七三九、四	二、七六六、七三九、四	二、七六六、七三九、四

歳出	区 分	五 四 年 度	五 五 年 度	五 六 年 度	五 七 年 度	五 八 年 度	五 九 年 度	六 〇 年 度	六 一 年 度	六 二 年 度	六 三 年 度	平成元年度
一 議 会 費		九八六、二六〇	一一〇、五三三	一一六、〇一七	一一九、三〇四	一一三、四九三	一四〇、五四二	一四四、〇四〇	一三八、七三六	一五四、〇六七	一〇三、七七五	一七六、〇七〇
二 総 務 費		五八三、五二二	六五八、六四九	七二七、三四六	六八四、八二九	六六三、〇二二	四三三、七三三	五二一、三五六	六四四、四六一	六六六、四三九	八三三、二四六	二七六、六三二
三 民 生 費		二四九、一五〇	二二六、四〇八	三三三、七四九	三三八、三九〇	三三三、二八七	三三三、三六九	三三三、九四七	三三三、〇四五	三三三、九八八	四〇七、八四三	三六七、〇七三
四 衛 生 費		六八七、九三〇	九三三、〇九七	九八三、五〇〇	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七	一、〇〇三、二四七
五 勞 働 費		三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五	三三〇、五〇五
六 農 林 業 費		六八八、〇九二	七四三、七三三	七九八、七九五	八五三、八五三	九〇八、八五三	九六三、八五三	一、〇一八、八五三	一、〇七三、八五三	一、一二八、八五三	一、一八三、八五三	一、二三八、八五三
七 商 工 費		一八七、〇六八	二四三、六八四	三〇〇、三〇〇	三五六、九〇〇	四一三、五〇〇	四七〇、一〇〇	五二六、七〇〇	五八三、三〇〇	六四〇、九〇〇	六九七、五〇〇	七五四、一〇〇
八 土 木 費		三三、七二七	二九五、〇九四	二六〇、二七四	二二五、三七四	一九〇、四七四	一五五、五七四	一二〇、六七四	八五、七七四	五〇、八七四	一五、九七四	一九、〇七四
九 消 防 費		三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇	三三、四六〇
〇 教 育 費		二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三	二〇、九四三
二 災 害 復 旧 費		二八、九六八	七三、四三三	二八、九六八	七三、四三三	二八、九六八	七三、四三三	二八、九六八	七三、四三三	二八、九六八	七三、四三三	二八、九六八
三 公 債 費		七、五七六	九、九八七	一、四九八	三、九〇九	六、三二〇	八、七三一	一一、一四二	一三、五五三	一五、九六四	一八、三七五	二〇、七八六
三 諸 支 出 金		六、五九四	五、九〇九	七、九二〇	八、八三二	九、七四四	一〇、六五六	一一、五五六	一二、四六八	一三、三七〇	一四、二七二	一五、一七四
四 職 員 費		二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇	二〇、八七〇
合 計		二、九九五、二二二	三、〇七二、四〇七	三、一八九、六六一	三、三〇六、七九九	三、四二四、〇〇〇	三、五四一、二〇〇	三、六五八、四〇〇	三、七七五、六〇〇	三、八九二、八〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇

平成元年度 滝川市一般会計決算額

(単位 円)

款	項	決 算 額	款	項	決 算 額
一 款 市	一 項 市 民 税	四、五二五、三六八	六 款 都 市 計 画 税		二九四、六一〇、五三八
	二 固 定 資 産 税	二、三二一、六六〇、五〇三	七 水 利 地 益 税		〇
	三 軽 自 動 車 税	一、五四四、三五六、八八四	八 旧 法 に よ る 税		五四、六一八、二八六
	四 市 た ば こ 税	二〇、五二八、〇〇〇	二 款 地 方 譲 与 税		三四三、六四四、〇〇〇
	五 特 別 土 地 保 有 税	二八五、八一五、六〇三	一 消 費 譲 与 税		一一九、三五九、〇〇〇
		三、七七八、七二二	二 自 動 車 重 量 譲 与 税		一三二、六〇一、〇〇〇

三	地方道路譲与税	八一、六八四、〇〇〇	一	道 負 担 金	一四五、七八五、五三一
三	利子割交付金	八四、三五五、〇〇〇	二	道 補 助 金	五四二、三六八、七四三
一	利子割交付金	八四、三五五、〇〇〇	三	委 託 金	九〇、一七二、二六三
四	ゴルフ場利用税交付金	一四、八二三、〇六〇	四	道 交 付 金	二二三、〇七八
一	ゴルフ場利用税交付金	一四、八二三、〇六〇	一三	款 財 産 収 入	一四九、九一二、八九七
五	自動車取得税交付金	一三七、三八七、〇〇〇	一	財 産 運 用 収 入	一三九、七二二、四七六
一	自動車取得税交付金	一三七、三八七、〇〇〇	二	財 産 売 払 収 入	一〇、一九〇、四二一
六	国有提供施設等所在市町村助成交付金	二、六一四、〇〇〇	一四	款 寄 附 金	一一四、七八二、〇三四
一	国有提供施設等所在市町村助成交付金	二、六一四、〇〇〇	一	寄 附 金	一一四、七八二、〇三四
七	地方交付税	六、五六四、〇三四、〇〇〇	一五	款 繰 入 金	五四四、七八六、三三二
一	地方交付税	六、五六四、〇三四、〇〇〇	一	他 会 計 繰 入 金	五三、四二七、三三二
八	交通安全対策特別交付金	一一、一二八、〇〇〇	二	基 金 繰 入 金	四九一、三五九、〇〇〇
一	交通安全対策特別交付金	一一、一二八、〇〇〇	一	繰 越 金	一〇七、二二六、四二四
九	分担金及び負担金	六五一、七二三、四四三	一七	款 諸 収 入	四、八七九、四七八、九二二
一	分担金	三八五、〇〇〇	一	延滞金加算金及び過料	三、五五五、一九七
二	負担金	六五一、三三八、四四三	二	預 金 利 子	六、一〇二、八三三
一〇	使用料及び手数料	四四七、〇一一、六二六	三	貸 付 金 元 利 収 入	四、一三八、六四一、八四九
一	使用料	二六一、八〇八、五〇六	四	受 託 事 業 収 入	三、九八九、八二〇
二	手数料	一八五、二〇三、一一〇	五	雑 入	七二七、一八九、二一三
一	国庫支出金	一、九五四、六二九、八六三	一八	款 市 債	一、八七三、九二二、四〇〇
一	国庫負担金	一、一六四、八六五、四九一	一	市 債	一、八七三、九二二、四〇〇
二	国庫補助金	七八三、八一二、八二〇			
三	委託金	五、九五一、五五二			
一二	款 道 支 出 金	七七八、五四八、六一五	歳 入 合 計		二三、一八六、三七七、一四二

款	項	決算額	款	項	決算額
一	議 会 費	一七六、〇三七、一〇一	七	商 工 費	四一七、九九七、九二四
一	一 項 議 會 費	一七六、〇三七、一〇一	一	一 商 工 費	四一七、九九七、九二四
二	總 務 費	二、二七六、二六三、六二一	八	土 木 費	二、五八六、九六四、八〇二
一	總 務 管 理 費	二、二一四、一一八、三三〇	一	土 木 管 理 費	一、二、二四四、六九三
二	徵 稅 費	二二、九二四、二一四	二	道 路・橋 り よ う 費	一、四四九、三四七、五四五
三	戶 籍 住 民 基 本 台 帳 費	六、二四七、七五八	三	河 川 費	四、四二四、八九一
四	選 挙 費	二四、一六五、五一九	四	都 市 計 画 費	一、〇九三、三〇二、五九四
五	統 計 調 査 費	四、八四六、〇六五	五	住 宅 費	二七、六四五、〇七九
六	監 査 委 員 費	三、九六一、七四五	九	消 防 費	四九二、〇四〇、八三三
三	民 生 費	三、六六七、〇二七、三二八	一	消 防 費	四九二、〇四〇、八三三
一	社 会 福 祉 費	二、〇〇二、七四三、六三四	一〇	教 育 費	一、七二九、四一三、九八八
二	兒 童 福 祉 費	二八六、七三五、三一	一	教 育 管 理 費	九六、三三九、八五八
三	生 活 保 護 費	八六二、四八二、一〇一	二	幼 稚 園 費	一一、三六九、〇六五
四	国 民 年 金 費	五二四、一一四、二八二	三	小 学 校 費	一八二、九八三、七九三
五	災 害 救 助 費	九五二、〇〇〇	四	中 学 校 費	七六、二三二、二六四
四	衛 生 費	一、六二五、六八一、〇四九	五	高 等 学 校 費	五二二、八二一、一七五
一	保 健 衛 生 費	一、二四一、八〇八、九〇五	六	学 校 給 食 費	六三、九〇九、〇三六
二	清 掃 費	三八三、八七二、一四四	七	社 会 教 育 費	三八〇、五〇一、八〇〇
五	勞 働 諸 費	一〇二、一六一、〇八三	八	保 健 体 育 費	三九五、二五六、九九七
一	勞 働 諸 費	一〇二、一六一、〇八三	一	公 債 費	二、二九四、六六四、五三六
六	農 林 業 費	四五一、七五八、九九三	一	公 債 費	二、二九四、六六四、五三六
一	農 業 費	四四六、六八七、四六一	二	支 出 金	三、六八八、八四二、一八九
二	林 業 費	五、〇七一、五三二	一	普 通 財 産 取 得 費	三九、六二七、七七六

区 分	五五年度	構成 比%	五七年度	構成 比%	五九年度	構成 比%	六一年度	構成 比%	六三年度	構成 比%	平成元年度	構成 比%
一人 件 費 (A)	二四〇、一八、三三	一五・三	二、六八、六三、一六	一五・三	二、九三、七四、八五	一六・八	三、〇九、五八、八七	一五・七	三、三三、四八、〇六	一六・二	三、五七、四三、〇三	一五・四
二物 件 費	一、四七三、一九八、四四	九三	一、七二一、三三、〇七	一〇・〇	一、七〇七、三三、三三	九七	一、六九、四八、六九	八・五	一、〇六、四一〇、七三	八・七	二、〇〇、〇六、一四	八・七
三維 持 修 繕 費	二四一、三〇、八三	一・五	二、五九、九三、九〇	一・七	二、七六、八四、四六	一・六	二、六五、〇三、九六	一・五	二、五三、〇四、一四	一・三	三、七、九三、一〇	一・四
四扶 助 費	一、五九四、六九、〇八	一〇・二	一、八〇三、三三、六九	一〇・六	一、七九、一六、九四	一〇・一	一、八八、一五、二五	九・三	一、八九〇、三〇、六八	九・二	一、八四七、九八、七三	八・〇
五補 助 費 等	一、一九五、八五、三四	七・六	一、二四四、七六、〇五	七・三	一、三六、三六、三三	七・八	一、四四、四七、八四	七・三	一、五九、六五、五四	七・七	一、七二、四八、三五	七・五
(一) 負担金寄付金	五四一、七六、一	三・五	五、六三三、八八	三・五	五、九三、三七、九五	三・四	五、七五、五、五九	二・九	六、一、四九、三三	三・〇	六、五、三五、七五	二・九
(二) 補助交付金	三、八、七四五、一五	二・〇	二、三、九〇、五〇	一・七	二、五三、二三、九三	一・四	二、三、九九、四三	一・四	三、四二、六三、五	一・七	三、四八、九三、一八	一・五
(三) その他の他	三、三、四三、二八	二・二	三、四四、九一、六六	二・二	三、五九、八七、四三	三・〇	三、五八、六二、八四	三・〇	三、七、五九、六四	三・〇	七、〇、三九、一六	三・一
六積 立 金	三、九三、九六、〇〇	二・五	四、〇、六〇、〇〇	二・七	二、五三、四九、〇〇	一・四	三、九、九六、〇〇	一・四	六、四、〇、〇〇	二・九	一、八八三、五四八、〇〇	八・三
七出 資 金	一〇〇、〇〇	〇・〇	五八、〇、〇〇	〇・〇	三、九三、五〇	〇・一	二、七、三三、〇七	一・四	二、七、三三、〇七	一・三	三、三三、〇一、〇〇	一・〇
八貸 付 金	七、五、二〇、〇〇	四・七	一、一、〇、九三、〇三	六・九	一、四、五、九七、四〇	八・三	二、五三、五二、一〇	三・七	三、三三〇、四八、〇〇	一六・一	四、〇〇、〇六、六五	一七・四

歳 出 (性質別)

(単位 円)

歳入歳出差引残額 二二四、一六五、八九九円翌年度へ繰越

歳 出 合 計	一 職 員 費	一 一 職 員 費	一 一 職 員 費
三、三、七九、九四〇、三八一	三、六四九、二一四、四一三	八八、四一七、四一五	七四、二七八、一六七
三、三、七九、九四〇、三八一	九、一三九、二四八	一、五款 予 備 費	一、五款 予 備 費
二二、九七二、二二一、二四三	〇	〇	〇

九線	出金	五九七、七五〇、〇〇〇	三七	五七八、六三三、九四	三四	八七五、〇一五	五〇	九一、四二一、四六	五〇	一、二六五、四七三、三〇三	六一	一、二四、六四六、八四四	五三
一〇、公債	費	九七、五三三、二八	六三	一、五〇二、二七、五七	八八	一、九七六、六四九、二四〇	一一三	三九三、三七、七六	一九九	二、一七〇、三七、一五	一〇五	二、二九三、〇〇二、八五五	一〇〇
(一) 元利償還金		九〇三、五二二、三三	五七	一、四九七、七三、五九	八三	一、九三〇、六九五、六四四	一〇九	三八五、八八、〇八四	一九四	二、〇八七、八三三、六〇三	一〇一	二、一七六、五〇五、八六	九五
(二) 一時借入金利息		七四、〇三二、〇〇五	〇五	八二、五三九、四八	〇五	七六、九五三、五九六	〇四	八六、五〇九、六七四	〇五	八二、五〇六、九五九	〇四	一、二六、四九六、九五九	〇五
一一 建設事業費		六、一六五、五五七、七〇	三元	五、六八〇、八八一、四三	三三	四、九〇四、四五二、二八	二七九	三、三五二、二七、四五四	一七〇	四、〇三三、五八三、一三三	二〇三	三、九三三、八三六、七四四	一七一
うち事業費支弁人件費 (B)		九九、九三二、六三	〇六	一三三、七四、二七六	〇七	一三三、〇三六、一四〇	〇七	一三六、二〇三、四八	〇六	一五、一七一、九〇	〇六	一三、六四一、七三六	〇五
(一) 普通建設事業		六、〇〇三、二七七、七三	三六	五、三五二、〇元、二六	三三	四、八〇〇、〇八四、二二	二七四	三、〇八一、一三三、三〇	一五六	四、〇六五、二四五、五九七	一九六	三、八四二、四九三、三九	一六七
(二) 災害復旧費		七三、四〇三、三三	〇五	三三三、〇六、七五	一八	六〇、七三九、六七	〇四	二五、四四四、七四五	一三	二八、三七七、五三六	〇七	八三、四七三、四五	〇四
(三) 失業対策費		一八、九三五、七〇	〇一	一五、六五、五三	〇二	一三、六八、三三	〇一	一七、七五〇、五九	〇一	—	—	—	—
歳出合計		二五、七三三、四三、一七	一〇〇	二七、〇六六、七五、九二	一〇〇	二七、六〇〇、六六、二五	一七五	二九、六六九、三四五、五三	一〇〇	三〇、六八〇、三九、七四	一〇〇	三〇、三九七、二二、四三	一〇〇
人件費 (A+B)		二、五三三、一〇〇、九八	一五九	二、七三三、一七、四四	一六〇	三、〇七五、七六、九五	一七五	三、三三三、七六、三六	一六四	三、四四一、六五、六一	一六七	三、六六一、〇四、七二	一五九

市債各年度末現在高

(単位 千円)

※失業対策費は六一年度で終熄

区	分	五四年度	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度	六〇年度	六一年度	六二年度	六三年度	平成元年度
一 一般	計	八、四四六、三三三、〇〇	八、九九八、九九九、三三	九、四九四、四九二、四四	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、九〇〇、〇〇〇、〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇、〇〇	一一、七〇〇、〇〇〇、〇〇	一二、一〇〇、〇〇〇、〇〇	一二、五〇〇、〇〇〇、〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
一 普	通	八、六七三、六四〇、〇〇	八、四八八、四四二、三三	八、三〇三、〇七二、二四	八、一七六、〇二五、七〇	八、〇四四、四三七、七二	七、九二〇、九六六、八〇	七、八〇五、八〇五、八〇	七、六九二、九三三、二八	七、五七八、〇五八、〇五	七、四七三、二八、一八	七、三六四、六四九
(一) 総	務	二五、七七七	二四、六五三	三〇〇、三三六	二八二、二一八	二六二、六九八	二四〇、四八四	二二四、八六六	二〇七、五五九	一九六、三三三	一八五、三三八	一七四、五七七
(二) 民	生	三五三、八四二	三五二、一七〇	五三三、七四四	五七七、七五五	六三三、九六六	七九三、五三四	七五五、七三四	七二二、六八〇	六〇〇、五五三	一、〇五三、五二六	一、〇八八、五六
(三) 衛	生	一一、二二二	八、五〇〇	八、六七九	五、七四五	五、三四四	三六、八四三	六五四、六七六	一、〇七七、四八二	一、三三九、二〇四	一、六五四、二六五	一、七三三、五三三

平成元年度市債の現況

(単位 円)

区分	起債額	元利償還額	未償還額
一 一般会計	一、八七三、九二三、四〇〇	二、一七六、五〇五、八七六	一七、六八四、六〇三、八四一
一 普通債	一、八七三、九二三、四〇〇	二、一五七、五八三、九一八	一七、六一四、六五七、五二四
(一) 総務	九〇、〇〇〇、〇〇〇	三三、七四一、五七八	二〇四、三五六、六一三
(二) 民生	七七、四〇〇、〇〇〇	九八、九〇八、三二二	一、〇八八、五一六、〇八七
(三) 衛生	一一〇、三〇〇、〇〇〇	一一九、八七八、四七一	一、七三一、五〇二、七九九
(四) 労働	〇	一二、〇五五、九八〇	四八、二四〇、〇〇〇
(五) 農林	六六、〇〇〇、〇〇〇	二〇八、七八三、八六一	六六九、三七〇、六九四
(六) 商工	六、〇〇〇、〇〇〇	二三、六四七、八九七	五五、八八〇、〇〇〇
(七) 土木	一、一五九、五二三、四〇〇	一、一〇六、三四六、四五五	九、〇九七、七七二、四〇六
(八) 消防	〇	一〇、一四八、四五〇	三二、一〇〇、〇〇〇
(九) 教育	三六四、七〇〇、〇〇〇	五四四、〇七二、九〇四	四、六八六、九一八、九二五
二 災害復旧費	〇	一八、九二一、九五八	六九、九四六、三一七
(一) 農林	〇	二五九、五九六	一、三八四、三五二
(二) 土木	〇	一八、六四五、六三八	六八、五三一、三六〇
(三) その他	〇	一六、七二四	三〇、六〇五
下水道事業特別会計	一、五六〇、〇一〇、〇〇〇	一、〇二〇、三九九、〇九三	一四、八五四、六〇五、六四一
公営住宅事業特別会計	一三六、四〇〇、〇〇〇	三三一、四〇四、七三一	二、七六九、一〇一、二〇七
病院事業会計	一八、九〇〇、〇〇〇	三七二、五六五、四〇九	二、三〇二、三九八、〇六八
水道事業会計	六五四、〇〇〇、〇〇〇	二六二、四〇〇、三三四	四、一〇一、一一二、三一〇
合計	四、二四三、二三三、四〇〇	四、一六三、二七五、五二三	四一、七一一、八二一、〇六七

第二章 税の変遷

第一節は下巻に登載

第二節 税制の推移

市史上巻六六三ページから六八一ページにかけて、大正十五年以降昭和五十三年までの税制改正の概要が載せられているので、本節では昭和五十四年から平成元年までの改正の概要を掲載する。

昭和五十四年の税制改正

- 一 個人の道市民税の均等割非課税基準を拡大し、一人当たり一六万円に改め、基礎控除額を二一万円に、配偶者控除二一万円、扶養控除は一般扶養二〇万円、配偶者のいない世帯の一人目の扶養を二一万円、老人扶養二一万円に上げる。
 - 二 障害者等控除一九万円、特別障害者控除は二一万円に上げることとする。
 - 三 固定資産税については、宅地等の評価替えに伴ない昭和五十四年から昭和五十六年度まで、昭和五一年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。また、一般農地の評価替えに伴ない、昭和五十四年度から五十六年度まで、新たな負担調整措置が講ぜられた。
- なお、上昇率一・一五倍以下のものについては新たな負担調整率が設けられた。

三 軽自動車税は標準税率を次のとおり引き上げる。

- (一) 原動機付自転車で五〇〇〇以下は年額七〇〇円、五〇〇〇超九〇〇〇以下、年額一、一〇〇円、九〇〇〇超年額一、四五〇円
- (二) 軽自動車及び小型特殊自動車で二輪のもの(側車付のものも含む)年額二、二〇〇円、三輪のもの年額二、八五〇円に引き上げる。四輪以上のもの

第二章 税の変遷

- 乗用 営業用は据置き、家用年額六、五〇〇円
- 貨物用 営業用は据置き、家用年額三、六五〇円
- (三) 二輪の小型自動車 年額三、六五〇円

電気自動車に対する軽減税率の適用期間を昭和五十五年まで延長する。

四 電気税・ガス税

ガス税の免税点を六月以降七、〇〇〇円に引き上げる。

五 都市計画税は、固定資産税同様昭和五十四年度から五十六年度まで負担調整措置が講ぜられた。

昭和五十五年の税制改正

- 一 個人の道市民税の均等割非課税基準を拡大し、一人当たり二二万円に改め、基礎控除額を二二万円、配偶者控除二二万円、扶養控除は一般扶養二二万円、老人扶養二二万円、同居老親扶養二六万円、障害者等控除二一万円、特別障害者控除は二二万円に上げることとする。
 - 二 個人均等割の税率を引上げ一、五〇〇円とする。
 - 三 所得割税率を改正したこと。
 - 四 電気税・ガス税については、電気税の免税点を五月以降三、六〇〇円とし、ガス税の免税点を六月以降一万円に上げる。
 - 五 事業所税の税率
- 三 事業所税の税率
新増設に係る事業所税は、新増設事業所床面積一平方メートルにつき六、〇〇〇円とする。
事業に係る事業所税は、資産割で事業所床面積一平方メートルにつき五〇〇円、従業者割で従業者給与総額の一〇〇分の〇・二五とする。

昭和五十六年の税制改正

- 一 個人の道市民税の均等割非課税基準を拡大し一人当たり二三万円。所得割非課税措置の創設、一人当たり二七万円とする。
- 二 土地建物等の譲渡所得に対する税率の改正
長期譲渡所得(五六〜五七年度)
- (一) 課税長期譲渡所得金額が四、〇〇〇万円以下の場合 四パーセント
- (二) 課税長期譲渡所得金額が四、〇〇〇万円を超える場合
一六〇万円と課税長期譲渡所得金額のうち四、〇〇〇万円を超える八、〇〇〇

〇〇万円以下の金額の二分の一の額と、八、〇〇〇万円を超える金額の四分の三の額との合計額を総合課税した場合の当該四、〇〇〇万円を超える部分に係る上積み税額との合計額

三 法人の市民税法人均等割の税率では、税率適用の区分を資本の全額、または出資額に資本積立金を加えた。

法人税制では 標準税率 一二・三パーセント、制限税率一四・七パーセントにした。

四 軽自動車税では月割課税制度の廃止と、電気自動車に対する軽減税率の適用期間を昭和五十七年度まで延長した。

昭和五十七年の税制改正

一 個人の道市民税の均等割非課税基準を拡大し、一人当り二五万円

昭和五十七年度の所得割に限り、所得金額が二七万円に家族数を乗じて得た金額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下の者は非課税とされた。

配偶者控除、又は扶養控除の適用対象者の所得限度額が引き上げられる（給与所得等の場合二〇万円から二九万円に）。

新たに、寡夫控除制度が創設される（二一万円）。

土地譲渡所得課税の特例の改正と、雑損控除の拡充、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の改正、みなし法人課税の場合の税率等の改正。

二 法人の市民税では徴収猶予制度の改正があった。

三 固定資産税では土地の評価替に伴う新たな負担調整があり、市街化区域農地の課税の適正化がはかられている。

四 ガス税は六月以降免税点が一万二、〇〇〇円に引き上げられた。

五 その他

特別土地保有税では、課税客体から除外される土地の範囲の改正がなされ、都市計画税については固定資産税と同様の負担調整措置がとられることになる。

昭和五十八年の税制改正

一 個人の道市民税では、昭和五十八年度の所得割に限り、所得金額が二七万円に家族数を乗じて得た金額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下の者は非課税とされる。また、同居の特別障害者

に係る配偶者控除及び扶養控除の特例が創設される。

二 法人の市民税では、標準税率（制限税率）の改正が行われた。

(一) 資本等の金額が五〇億円を超える法人で市町村内に有する事務所等の従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額一二〇万円（一五〇万円）

(二) 資本等の金額が一〇億円を超え五〇億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額七〇万円（一〇〇万円）

(三) 資本等の金額が一〇億円を超える法人で従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一〇億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額一六万円（二七万円）

(四) 資本等の金額が一億円を超え一〇億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一、〇〇〇万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額六万円（一〇万円）

(五) 資本等の金額が一、〇〇〇万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一、〇〇〇万円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額四万八、〇〇〇円（八万円）

(六) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額一万六、〇〇〇千円（二万七、〇〇〇円）

三 固定資産税は、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対する課税が特設され、昭和五十九年度分から適用となる。

四 軽自動車税では、電気自動車に係る軽減税率の制度を昭和五十九年度まで延長し、これに係る税率は昭和五十四年度改正前の税率とした。

五 たばこ消費税では、売渡し本数に乘すべき率を一、〇一四とし、昭和五十八年五月一日から昭和五十九年二月二十九日までの期間とする。

昭和五十九年の税制改正

一 個人の道市民税

(一) 非課税範囲の拡大（合計所得金額）一〇〇万円

(二) 均等割非課税基準の拡大一人当り二八万円

(三) 所得割非課税措置の引上げ一人当り二九万円

(四) 配偶者、扶養控除の適用要件の所得限度額の引上げ三〇万円

(五) 基礎控除二六万円

(六) 配偶者控除では、一般控除対象者二六万円、老人控除対象配偶者二七万

円、同居特別障害者三〇万円とする。

(七) 扶養控除では、一般扶養二六万円、老人扶養二七万円、同居老親等三二万円、同居特別障害者三〇万円に引上げる。

(八) 障害者等控除二四万円、特別障害者控除二六万円に引上げる。

(九) 勤労学生控除の適用要件の所得限度額の引上げ五三万円

二 法人の市民税では、標準税率（制限税率）の改正が行われた。

(一) 資本等の金額が五〇億円を超える法人で市町村内に有する事務所等の従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額三〇〇万円（三六〇万円）

(二) 資本等の金額が一〇億円を超え五〇億円以下である法人で、従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額一七五万円（二二〇万円）

(三) 資本等の金額が一〇億円を超える法人で、従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一億円を超え一〇億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額四〇万円（四八万円）

(四) 資本等の金額が一億円を超え一〇億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一、〇〇〇万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計が五〇人超のもの 年額一五万円（一八万円）

(五) 資本等の金額が一、〇〇〇万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人以下であるもの及び資本等の金額が一、〇〇〇万円以下である法人で従業員数の合計数が五〇人超のもの 年額一二万円（一四万円、〇〇〇円）

(六) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額四万円（四万八、〇〇〇円）

三 軽自動車税

(一) 原動機付自転車 五〇〇〇以下 年額 一、〇〇〇円
五〇〇〇超九〇〇〇以下 〃 一、二〇〇円
九〇〇〇超 〃 一、六〇〇円

(二) 軽自動車及び小型特殊自動車 年額 二、四〇〇円
二輪のもの（側車付のものを含む） 〃 三、一〇〇円
三輪のもの 〃 〃
四輪以上のもの 〃 〃

乗用 営業用年額 五、五〇〇円 自家用年額七、二〇〇円

第二章 税の変遷

昭和三十九年度改正になり六〇年度適用されたものは次のとおりである。

貨物用 営業用年額 三、〇〇〇円 自家用年額四、〇〇〇円
(三) 二輪の小型自動車 年額 四、〇〇〇円

昭和六十年の税制改正

昭和三十九年度改正になり六〇年度適用されたものは次のとおりである。

(一) 給与所得控除の引上げ
(二) 所得割税率の調整

二〇万円以下の金額 二・五％ 二〇万円を超える金額三％
四五万円を超える金額 四 〃 七〇万円 〃 五〃
九五万円 〃 六 〃 一二〇万円 〃 七〃
一二〇万円 〃 八 〃 三七〇万円 〃 九〃
一五〇万円 〃 一〇 〃 九五〇万円 〃 一一〃
二〇〇万円 〃 一二 〃 二、九〇〇万円 〃 一三〃
二五〇万円 〃 一四 〃

(三) 個人年金保険料控除の創設 三、五〇〇円（限度額）

(四) 資産合算課税の最低所得限度額の引上げ 一、五〇〇万円

(五) みなし法人課税の見直し

二 六十年年度の改正分（個人の道市民税）

(一) 均等割税率の引上げ 二、〇〇〇円

(二) 配偶者、扶養控除の適用要件の所得限度額の引上げ 三三万円

(三) 白色事業専従者控除 四五万円

(四) 勤労学生控除の適用要件の所得限度額の引上げ 五八万円

(五) 最低給与所得控除額の引上げ

三 固定資産税は、評価替えに伴ない、昭和六〇年度から昭和六二年度まで、前回と同様の負担調整措置が講ぜられた。

四 軽自動車税
(一) ミニカーに係る税率の引上げ
三輪以上の原動機付自転車（一定のものを除く）のうち、総排気量が二〇〇〇CCを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの（以下「ミニカー」という）に係る標準税率を年額二、五〇〇円（改正前一、

(一) 〇〇〇円)に引き上げる。

(二) 電気自動車に係る軽減税率の引上げ等

① 電気自動車に係る軽減税率を昭和五九年度改正前の本則税率に改めるとともに、その適用期間を昭和六一年度まで延長する。

② 電気自動車であるミニカーで昭和六〇年二月一五日以後に取得したものに係る税率を二、三〇〇円とする。

五 市町村たばこ消費税については、従価、従量制度の導入をはかるとともに、税率を従価割一四・三%、従量割を一、〇〇〇本につき三五〇円と改正した。

六 都市計画税については、固定資産税と同様の措置を講じた。

七 特別土地保有税は、保有期間が一〇年を超えることよって適用外になる土地の範囲が拡大された。また、三大都市圏における課税の特例が三年間延長された。

昭和六十一年の税制改正

一 個人の道市民税の改正

(一) 均等割非課税基準の拡大 一人当り 二五万円

(二) 所得割非課税措置の引上げ 一人当り 三二万円

(三) 配偶者控除では同居特別障害者 三十四万円

(四) 扶養控除では同居特別障害者 三十四万円

二 市町村たばこ消費税では、昭和六一年五月から昭和六二年三月までの臨時措置として、税率を従価割一四・三%、従量割を一、〇〇〇本につき六四〇円とした。

〇 従価割の課税標準の特例(詳細省略)

〇 手持品課税の実施として、税率は一、〇〇〇本につき二九〇円

三 その他

〇 事業税の税率では新増設に係る事業所税として、新増設事業所床面積一㎡につき六、〇〇〇円とする。事業に係る事業所税として、資産割では事業所床面積一㎡につき六〇〇円とし、従業割では従業者給与総額の一〇〇分の〇・二五とする。

昭和六十二年の税制改正

一 個人の道市民税では、現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を平成元年度まで延長する。

二 固定資産税では国鉄民営化に伴い、交付金から固定資産税に移行し課税標準の特例措置を新設した(昭和六二〇平成七年度)。

三 市たばこ消費税では、従量割の税率の特例(一、〇〇〇本につき三五〇円を六四〇円)等の適用期限を昭和六二年一月三十一日まで延長

昭和六十三年の税制改正

一 個人の道市民税は、昭和六三年度分から課税段階を五九年度の一三段階から七段階に縮小し、次の税率とした。

六〇万円以下の金額 三・〇% 六〇万円を超える金額 五・〇%

一三〇万円以上の " 七・〇% 二六〇万円以上の " 八・〇%

四六〇万円 " 一〇・〇% 九五〇万円 " 一一・〇%

一、九〇〇万円 " 一二・〇%

二 所得割の賦課制限の制度を廃止

三 基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を昭和六三年度から次のとおり引き上げる。

基礎控除額 二八万円

配偶者控除額 一般控除対象配偶者 二八万円

老人控除対象配偶者 二九万円

同居特別障害者 三六万円

一般扶養 二八万円

老人扶養親族 二九万円

同居特別障害者 三六万円

同居老親等 三三万円

四 新たに一四万円の配偶者特別控除を設けることとし、合計所得金額八〇〇万円以下の者の配偶者に適用する。

また、配偶者に所得がある場合には、次により、配偶者特別控除額を調整することとした。(1)・(2)項略

五 配偶者に係る白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を六〇万円に引き上げる。

- 六 超短期所有の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の開設
- 七 固定資産税では評価替えに伴い、昭和六三年度から平成二年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。
- 八 都市計画税では昭和六三年度から平成二年度まで、固定資産税と同様な負担調整措置が講ぜられた。

平成元年の税制改正

一 個人の道市民税

(一) 所得割税率の調整

一〇〇万円以下の金額 三%

一〇〇万円を超える金額 八%

五〇〇万円を超える金額 一一%

(二) 老年者・障害者等の非課税範囲の拡大(合計所得金額) 一二五万円

(三) 均等割非課税基準の拡大一人当たり 二六万円

(四) 所得割非課税措置の引き上げ一人当たり 三二万円

(五) 公的年金等の課税方法の改正

(六) 退職所得控除の引き上げ

勤続年数 二〇年まで 年四〇万円

二〇年超の部分 年七〇万円

二 軽自動車税では電気自動車に対する軽減税率の適用期間を平成二年度まで延長

三 市たばこ消費税では消費税の創設に伴い市たばこ税に改めた

課税方式を従量税方式とし税率は一、〇〇〇本につき一、九九七円(旧三級缶の紙巻たばこは九四八円)に改めた。

四 消費税の創設に伴い電気税、ガスを廃止した。

第三節 市税・手数料の変遷

昭和五十四年以降の市民税・手数料等の変遷は次のとおりである。

1 市民税 個人の市民税所得割税率

昭和五十五年度		昭和六十年	
課税所得金額	税率%	課税所得金額	税率%
三〇万円以下	二・〇	二〇万円以下	二・五
三〇万円超	三・〇	二〇万円超	三・〇
四五万円	四・〇	四五万円	四・〇
七〇万円	五・〇	七〇万円	五・〇
一〇〇万円	六・〇	九五万円	六・〇
一三〇万円	七・〇	一二〇万円	七・〇
二三〇万円	八・〇	二二〇万円	八・〇
三七〇万円	九・〇	三七〇万円	九・〇
五七〇万円	一〇・〇	五七〇万円	一〇・〇
九五〇万円	一一・〇	九五〇万円	一一・〇
一、九〇〇万円	一二・〇	一、九〇〇万円	一二・〇
二、九〇〇万円	一三・〇	二、九〇〇万円	一三・〇
四、九〇〇万円	一四・〇	四、九〇〇万円	一四・〇
昭和六十三年		平成元年	
課税所得金額	税率%	課税所得金額	税率%
六〇万円以下	三・〇	一二〇万円以下	三・〇
六〇万円超	五・〇	一二〇万円超	八・〇
一三〇万円	七・〇	五〇〇万円	一一・〇
二六〇万円	八・〇		
四六〇万円	一〇・〇		
九五〇万円	一一・〇		
一、九〇〇万円	一二・〇		

2 国民健康保険税 第六編 財政

税		率		一人当りの 保険税額 円	保 險 税 額 収 納 額 円	被保険者数 人	世 帯 数 世帯	区分 年度
平等割	均等割	資産割	所得割					
円 11,000	円 9,000	% 50.0	% 9.0	36,908	544,151,967	15,200	5,786	昭和54年
12,500	9,000	55.0	9.8	41,816	605,186,507	15,116	5,877	55年
14,000	9,000	60.0	9.8	44,512	626,813,843	14,880	5,898	56年
14,000	9,000	60.0	9.8	43,718	613,604,771	14,695	5,920	57年
14,000	9,000	60.0	9.8	48,023	673,899,229	14,799	6,152	58年
14,000	9,000	60.0	9.8	51,192	723,859,225	14,909	6,338	59年
14,000	9,000	60.0	9.8	51,832	764,980,692	15,426	6,658	60年
17,000	11,000	60.0	11.8	58,726	880,598,355	15,600	6,784	61年
17,000	11,000	60.0	11.8	58,289	899,755,781	15,436	6,726	62年
17,000	11,000	60.0	11.8	58,246	879,293,549	15,096	6,707	63年
21,700	15,800	60.0	14.9	76,987	1,075,776,326	14,537	6,630	平成元年

3 市民税の業種別課税状況

所得割額 千円	課税標準額 千円	総所得金額 千円	納税義務者数 人	区分	
				業種	年度
(21,484) 865,491	18,059,166	29,387,083	(591) 16,557	給与所得	昭和五十五年
(1,353) 45,978	874,160	1,556,982	(122) 1,003	営業所得	
(884) 14,568	341,754	797,601	(191) 603	農業所得	
(461) 173,419	1,714,052	1,963,658	(28) 511	その他の事業所得	
(653) 65,258	339,621	483,740	(131) 478	その他の所得	
(24,835) 1,164,714	21,328,753	34,189,064	(1,063) 19,152	計	
55,034	1,068,833	1,247,376	210	上記のうち分離課税	
(22,530) 1,106,569	22,993,288	35,431,772	(816) 17,384	給与所得	昭和五十
(1,307) 92,842	1,270,605	1,971,976	(137) 954	営業所得	
(272) 1,840	47,470	151,371	(97) 184	農業所得	

(419) 120,158	1,204,549	1,451,972	(32) 465	その他の事業所得	七 年 度
(851) 65,561	320,050	520,137	(216) 629	その他の所得	
(25,379) 1,386,970	25,835,962	39,527,228	(1,298) 19,616	計	
71,762	45,723	948,417	204	上記のうち分離課税	
(22,000) 1,133,440	22,278,380	36,237,980	(667) 16,962	給与所得	昭 和 五 十 九 年 度
(1,271) 42,110	739,127	1,454,767	(182) 922	営業所得	
(386) 4,983	116,154	318,942	(106) 259	農業所得	
(442) 182,829	1,790,480	2,089,001	(31) 456	その他の事業所得	
(690) 105,119	1,783,934	2,194,272	(116) 508	その他の所得	
(24,789) 1,468,481	26,708,075	42,294,962	(1,102) 19,107	計	
52,823	1,153,581	1,120,243	184	上記のうち分離課税	
(28,870) 1,242,018	22,969,565	37,281,744	(655) 16,536	給与所得	昭 和 六 十 一 年 度
(1,622) 33,439	687,778	1,440,763	(127) 886	営業所得	
(704) 5,164	120,374	371,343	(166) 358	農業所得	
(596) 184,044	1,797,468	2,103,709	(25) 448	その他の事業所得	
(1,002) 86,069	1,653,645	2,054,685	(163) 541	その他の所得	
(32,794) 1,550,734	27,228,830	43,252,244	(1,136) 18,769	計	
40,536	1,000,571	1,077,849	175	上記のうち分離課税	
(29,414) 1,279,306	23,349,103	39,317,965	(968) 16,867	給与所得	昭 和 六 十 三 年 度
(1,572) 39,253	758,331	1,559,895	(141) 862	営業所得	
(488) 1,037	30,481	153,045	(167) 246	農業所得	
(532) 173,181	1,778,917	2,105,604	(30) 398	その他の事業所得	
(972) 80,141	1,907,945	2,426,198	(126) 526	その他の所得	
(32,978) 1,572,918	27,824,777	45,562,707	(1,432) 18,899	計	

4 固定資産税の資産別課税状況

48,325	1,119,886	1,215,836	181	上記のうち分離課税
--------	-----------	-----------	-----	-----------

注 () は均等割分の内数である。

税 額 千円	課税標準額 千円	評 価 額 千円	地積又は面積 ㎡	納税義務者 人	区分 地目	年 度
221,113	14,740,896	22,204,190	69,968,068	11,013	土 地	昭和五十五年度
414,831	27,655,362	27,701,442	1,929,453	10,209	家 屋	
△20,218(新築住宅軽減額)					償却資産	
118,789	7,919,298	8,283,491	—	823		
734,515	50,315,556	58,189,123	—	11,968	計	
264,047	17,603,136	30,667,814	69,666,430	11,453	土 地	昭和五十七年度
530,702	35,380,187	35,424,158	2,058,537	10,743	家 屋	
△31,279(新築住宅軽減額)					償却資産	
135,642	9,042,816	9,293,534	—	931		
899,112	62,026,139	75,385,506	—	23,127	計	
309,864	20,657,614	30,497,373	65,886,524	10,158	土 地	昭和五十九年度
641,737	42,782,500	42,782,500	2,119,833	10,194	家 屋	
△38,481(新築住宅軽減額)					償却資産	
147,594	9,839,626	9,994,755	—	933		
1,060,714	73,279,740	83,274,628	—	21,285	計	
392,586	26,172,374	40,331,102	66,583,110	11,084	土 地	昭和六十一年度
727,124	48,474,913	48,474,913	2,204,667	10,487	家 屋	
△32,232(新築住宅軽減額)					償却資産	
193,723	12,914,876	14,451,301	—	982		
1,281,201	87,562,163	103,257,316	—	22,553	計	
438,766	29,251,081	46,384,934	66,587,026	11,499	土 地	昭和六十三年度
827,351	55,156,709	55,156,709	2,299,243	10,719	家 屋	
△22,350(新築住宅軽減額)					償却資産	
218,858	14,590,542	15,671,490	—	964		
1,462,625	98,998,332	117,213,138	—	23,182	計	

5 都市計画税の課税状況

税額 千円	課税標準額 千円	地積又は面積 千㎡	納税義務者 人	区分		年度
				地目		
59,689	19,896,483	11,839	7,327	土地	地	昭和五十五年 度
78,467	26,155,800	1,609	8,170	家	屋	
138,156	46,052,283	—	10,517	計		
72,344	28,280,925	12,100	9,799	土地	地	昭和五十七年 度
100,561	33,520,554	2,059	9,528	家	屋	
172,905	61,801,479	—	19,327	計		
86,868	28,951,082	11,970	10,164	土地	地	昭和五十九年 度
121,605	40,535,103	1,839	9,934	家	屋	
208,473	69,486,185	—	20,098	計		
115,191	38,396,988	12,163	9,951	土地	地	昭和六十一年 度
137,656	45,885,408	1,918	9,449	家	屋	
252,847	84,282,396	—	19,400	計		
124,822	41,607,468	12,154	10,352	土地	地	昭和六十三年 度
157,801	52,600,322	2,010	9,686	家	屋	
382,623	94,207,790	—	20,038	計		

6 たばこ税（平成元年三月三十一日までは、たばこ消費税）

たばこ消費税は昭和二十九年に新設されたもので、市町村の大きな自主財源となっている。滝川市においても市税の中では、市民税、固定資産税に次いで大きな収入となっており、「たばこは市内で買いたししょう」と日ごろ呼びかけている。

このたばこ消費税は、税法の改正により平成元年四月一日から「たばこ税」と改められた。

たばこ消費税・たばこ税

年度	区分	収入済額(円)	収 入		税 率	備 考
			売上本数(本)	一本当り単価 円厘		
昭和五四		二一九、三八八、六〇〇	一七五、九二〇、四六八	六・八九〇	一八・一	
五五		二二五、二一三、一八〇	一七八、〇三三、八六八	六・九八九	一八・一	
五六		二六〇、六八八、九九〇	一七六、六九八、六九〇	八・一五一	一八・一	
五七		二七九、三二八、一四〇	一七九、六五六、五五〇	八・五九〇	一八・一	
五八		二八三、〇三一、〇六〇	一八〇、三五八、四六八	八・六七〇	一八・一	
五九		三〇九、一四三、三二〇	一七九、七四八、九四〇	九・五〇二	一八・一	
六〇		二九六、二九三、七二八	一七一、一七一、一一五	九・八二五	〔従量割千本につき 従価割 一四・三 一八・一〕	三五〇円
六一		三三六、四〇四、〇二四	一六八、一二八、五八〇	九・七〇六	〔従量割千本につき 従価割 一四・三 期限付特例 六四〇円 〃その他	六四〇円
六二		三三七、〇〇一、〇二四	一六七、四六七、六八一	九・七六四	〃	
六三		三三七、四三二、七五七	一六五、八八八、三七九	九・七四八	〃	
平成元		二七、五〇九、二九一	一三、四三七、八五〇	九・八三七	〃	
(たばこ税) 平成元		二八五、八一五、六〇三	一四九、八一三、四九六		千本につき一、九九七円 (旧三級品の紙巻たばこ九四八円)	

7 条例徴収による手数料(平成元年七月一日改正)

項 目	単 位	金 額(円)
(1) 営業に関する証明	一通につき	七五〇
(2) 職業に関する証明	一通につき	三〇〇
(3) 工事又は物品請負に関する証明	一通につき	七五〇
(4) 土地又は建物に関する証明	一筆又は一個につき	三〇〇
	一筆又は一個増すごとに	一五〇

(5)	土地又は建物以外の資産に関する証明	一通につき	三〇〇
(6)	土地又は建物の評価額に関する証明	一筆又は一個につき	三〇〇
(7)	納税に関する証明	一筆又は一個増すごとに	一五〇
(8)	所得額に関する証明	年度別につき	三〇〇
(9)	身分に関する証明	年度別につき	三〇〇
(10)	印鑑に関する証明	一通につき	三〇〇
(11)	住民票記載事項に関する証明	一通につき	一五〇
(12)	住民票の写全部又は一部戸籍附票の謄本又は抄本の交付	一通につき	一五〇
(13)	火(埋)葬許可の証明	一通につき	三〇〇
(14)	建築確認申請の証明	一通につき	三〇〇
(15)	里程に関する証明	一通につき	三〇〇
(16)	公簿、公文書、図面の閲覧、照会又は謄本、抄本の交付	一件につき	一五〇
	閲覧、照会	一通につき	三〇〇
	謄本、抄本	一通につき	三〇〇
(17)	農用地利用増進事業に関する嘱託登記	一筆につき	三、八六二
	土地表示の変更の登記	一筆増すごとに	三六〇
	登記名義人表示の変更、更正登記	一筆につき	二、七八一
	所有権移転登記	一筆増すごとに	三六〇
		一筆につき	六、六九五
(18)	印鑑登録証交付手数料(再登録の場合に限る)	一筆増すごとに	三六〇
		一件につき	三〇〇
(19)	前各号以外の証明	一通につき	三〇〇

8 規則徴収の手数料(平成二年三月二三日改正)

項	目	単	位	金	額(円)
(1)	家畜死亡届出証明書交付手数料	一件につき			三〇
(2)	臨時運行許可申請手数料	一両につき			四〇〇
	二輪の小型自動車	一両につき			四〇〇
	その他の自動車	一件につき			四五〇
(3)	仮設建築物建築許可申請手数料	一件につき			三五〇
(4)	優良宅地造成認定申請手数料	一件につき			三五〇
(5)	優良住宅新築認定申請手数料	一件につき			三五〇
	新築住宅の床面積の合計が				
	一〇〇平方メートル以下るときは	一件につき			三〇〇
	一〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以下るときは	一件につき			四〇〇
	五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以下るときは	一件につき			六〇〇
(6)	米穀の小売業で営業所を設けて行うもの				
	ア 許可申請手数料	一件につき			一三、〇〇〇
	イ 許可証書換え交付手数料	一件につき			八〇〇
	ウ 許可証再交付手数料	一件につき			一、六〇〇
(7)	鳥獣飼養許可証の交付手数料、更新手数料又は再交付手数料	一件につき			二、三〇〇

第三章 特別会計

本章における各節の順序は、市史上巻の各節の配列とはすべて変更した。これは、すでに廃止されて現在はない特別会計や、新たに統合されたものあり、また、市の予算書の順序などを考慮したうえで、新たに各節を設定したためである。

市史上巻に記載されている特別会計で、本続巻には記載していないものは次のとおりである。

節 名	上巻に記載されているページ
第二節 窮民救済基金特別会計	七〇五 ページ
第十節 特別会計納税証券	七一三 ページ
第十二節 屠場特別会計	七一四 ページ
第十三節 その他の特別会計	七一四～七一五ページ

滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳 入	歳 出	差 引
昭和五四	一、五五九、〇〇二、四六七	一、五三八、五六四、七一八	二〇、四三七、七四九
五五	一、八四七、四六五、五〇九	一、八三〇、〇四〇、九八六	一七、四二四、五二三
五六	一、九七二、二五九、六一〇	一、九六九、一二〇、一二三	三、一三九、四八七
五七	二、一三三、七一四、二九八	二、一三〇、三七四、一九七	三、三四〇、一〇一
五八	一、九八五、二九九、〇一五	一、九六七、〇〇〇、三五一	一八、二九八、六六四
五九	一、九七六、二〇〇、六〇〇	一、九六二、三六五、三二五	一三、八三五、二七五

(単位 円)

(その他の特別会計)

- 滝川工業高等学校移転特別会計
- 滝川市官公庁等整備特別会計
- 滝川市宅地造成事業特別会計
- 江部乙町奨学資金特別会計
- 滝川警察署移転特別会計
- 江部乙町簡易水道事業特別会計

第一節 国民健康保険特別会計

昭和十八年に滝川町国民健康保険組合が創設されていたが、昭和二十四年の法改正により、国民健康保険は市町村が直接行うことが規定された。これにより滝川町では昭和二十八年四月一日から組合経営を公営に切替えて町の特別会計とした。

昭和二十八年度以降五十三年度分までは市史上巻に掲載されているので、本節では昭和五十四年度以降平成元年度までの歳入歳出決算表を載せた。

第六編 財政

六〇	二、四五五、九六一、三五九	二、五八六、一三四、二八〇	△一三〇、一七二、九二一
六一	二、八八四、六九七、五〇四	三、一〇七、二四〇、九九五	△二二二、五四三、四九一
六二	二、六五一、七九九、九七六	二、九二三、二〇〇、二四三	△二七一、四〇〇、二六七
六三	二、八六三、八二一、〇九〇	三、二九六、〇一七、二二五	△四三二、一九六、一三五

平成元年度国民健康保険特別会計款別決算表

(単位円)

歳入合計	歳入		歳出合計	
	款	決算額	款	決算額
一 国民健康保険税	一、〇七五、八〇二、九二六	一 総務費	四六、一一六、七九九	
二 国庫支出金	一、六五二、一一八、三三八	二 保険給付費	二、二三〇、五三四、三五九	
三 療養給付費交付金	三七五、七五九、五六九	三 老人保健拠出金	九八四、九八九、五九六	
四 道支出金	一九、三一三、〇〇〇	四 共同事業拠出金	二〇、八三五、七四五	
五 共同事業交付金	三八、九八一、五五八	五 保健施設費	一三、六四六、一二一	
六 財産収入	九、三五三	六 基金積立金	〇	
七 繰入金	一二八、四二六、〇〇〇	七 公債費	二三、九六二、六〇八	
八 繰越金	〇	八 諸支出金	一四、三八三、五〇〇	
九 諸収入	四三九、五八六、〇〇二	九 予備費	〇	
		一〇 前年度繰上充入金	四三二、一九六、一三五	
歳入合計	三、七二九、九九六、七四六	歳出合計	三、七六六、六六四、八六三	

歳入・歳出差引不足額 三六、六六八、一一七円
 このため、翌年度歳入繰上充入金三六、六六八、一一七円で歳入不足を補てんした。

第二節 下水道事業特別会計

下水道事業の円滑な運営とその経理の適正をはかるため、昭和四

滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算表

(単位 円)

十三年四月一日滝川市条例第一号をもって「滝川市下水道事業特別会計条例」を公布した。昭和五十四年度以降の歳入歳出決算状況は次のとおりである。

年 度	歳 入	歳 出	差 引
昭和五四	一、六二六、五〇四、九〇〇	一、六二二、三七二、九四一	四、一三一、九五九
五五	一、九五八、九八八、九二〇	一、九四九、八二〇、八一六	九、一六八、一〇四
五六	二、一六九、四二九、六一〇	二、一六〇、九五五、三九五	八、四七四、二一六
五七	二、一五八、八六九、〇六三	二、一四二、八三四、五八三	一六、〇三四、四八〇
五八	二、二八四、一〇六、七四五	二、二五八、六九九、二一〇	二五、四〇七、五三五
五九	二、二六七、〇九一、一二一	二、二四三、一七四、八六二	二三、九一六、二五九
六〇	二、四六二、二七一、三五九	二、四三六、〇九三、三一七	二六、一七八、〇四二
六一	二、八八一、六八一、六一七	二、八五七、五五五、九三一	二四、一二五、六八六
六二	三、三〇二、五七三、八一〇	三、二六七、三八一、八二九	三五、一九一、九八一
六三	三、四二二、七八九、六五六	三、四一四、七五一、四一〇	八、〇三八、二四六

平成元年度下水道事業特別会計決算表

(単位 円)

款 項	入		出	
	決 算	額	決 算	額
一 使用料及び手数料		四二七、七〇五、五五五	一 下 水 道 費	二、五四〇、一一〇、一四三
一 使 用 料		四二七、七〇五、五五五	一 下水道整備費	二、五四〇、一一〇、一四三
二 分担金及び負担金		二〇〇、五四二、六二一	二 公 債 費	一、〇五九、四四二、三八七

歳入合計	一 負担金 三 国庫支出金 一 国庫補助金 四 繰入金 一 他会計繰入金 五 繰越金 一 繰越金 六 諸収入 一 受託事業収入 二 延滞加算金及び過料 三 預金利子 四 貸付金元利収入 五 雑入 七 市債 一 市債	二〇〇、五四二、六二一 六二五、二三七、一〇八 六二五、二三七、一〇八 六五〇、五二七、〇〇〇 六五〇、五二七、〇〇〇 八、〇三八、二四六 八、〇三八、二四六 一三九、二八二、三三八 四、六四三、〇六三 三、六四〇 一、二四、〇七〇、四七〇 一〇、五六五、一六五 一、五六〇、〇一〇、〇〇〇 一、五六〇、〇一〇、〇〇〇 三、六一一、三四二、八六八	歳出合計	一 公債費 三 諸支出金 一 諸費 四 予備費 一 予備費	一、〇五九、四四二、三八七 一四六、〇二六 一四六、〇二六 〇 〇	歳入合計	三、六一一、三四二、八六八	歳出合計	三、五九九、六九八、五五六	(単位 円)
------	---	---	------	---	---	------	---------------	------	---------------	--------

第三節 勤労者福祉共済特別会計

昭和五十年十月十四日条例第三三号にもとづく「滝川市勤労者福祉共済特別会計条例」による昭和五十四年度以降の歳入歳出決算状況は次のとおりである。

年 度	歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
昭和五十四	一一、四八三、五九六	九、三二六、九二〇	二、一五六、六七六
五五	一五、二四二、四八三、一一二	八七〇、七六〇	二、三七一、七二三
五六	二三、三三〇、五三四二〇	六六三、二四〇	二、六六七、二九四
五七	三一、一五二、七四六三〇	七七三、〇一八	三七九、七二八
五八	二九、六六四、〇七二二九	六〇六、三〇四	五七、七六八
五九	三一、四四一、三二〇三一	三五三、二九〇	八九、〇三〇
六〇	三六、七四六、一九三三六	六五三、三三七	九二、八五六

六二	三六、八八五、〇三六三六、八四三、二〇四	四一、八三二
六三	三四、四六三、一五〇三四、三一、八八三	一五〇、二六七
六三	三二、八〇七、一六九三二、〇六九、四七三	七三七、六九六

平成元年度勤労者福祉共済特別会計款別決算表

(単位 円)

歳入	歳入		歳出	歳出	
	款	決算額		款	決算額
一 共済掛金収入	一、一三七、六〇〇	一、〇五一、五五五	一 総務費	一、〇五一、五五五	
二 財産収入	二、二五一	一、五五五、〇〇〇	二 共済給付費	一、五五五、〇〇〇	
三 繰入金	二、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	三 住宅建設金貸付金	一七、〇〇〇、〇〇〇	
四 繰越金	七三七、六九六	一二五、四六五	四 公債費	一二五、四六五	
五 諸収入	一七、五二七、二七六	一、〇三五、一九一〇	五 諸支出金	一、〇三五、一九一〇	
六 予備費			六 予備費		
歳入合計	三一、四〇四、八二三	三〇、七六七、二一一	歳出合計	三〇、七六七、二一一	

歳入歳出差引残額 六三七、六一二円 翌年度へ繰越

第四節 老人保健特別会計

昭和五十七年八月十七日「老人保健法」が公布された。この法の施行に際しては、施行日を定めた政令により同年八月三十日及び九月十日と指定された部分もあるが、老人保健制度本体の施行日は昭和五十八年二月一日からとされ、滝川市においても同日からこの制度を実施し、特別会計を設置した。

各国制度に比べても画期的なこの新法の制定に至る背景について、元厚生省老人保健部長吉原健二は、その著「老人保健法の解説」の中で概要次のように述べている。

- 一 我が国の社会保障制度は、既に西欧諸国に比べては遜色のない水準に達しているが、現在我が国は、諸外国に例をみない速さと規模で人口構造の高齢化が進んでいる。このような人口構造の急速な高齢化と経済の低成長、国の財政事情の悪化など社会保障を取り巻く厳しい環境の変化の中で、既存制度を見直し、人間尊重の精神に基づき社会的公正を確保しつつ、活力ある福祉社会を実現するための社会保障制度を確立することが急務となっている。
 - 二 我が国の老人保健医療対策は、昭和四十八年以來、医療保険各法による医療保険制度、老人福祉法による老人医療費支給制度等、更にかん・循環器検査等の公衆衛生サービシスによって推進されてきたが、老人医療費は今日までの間年々急激な増高を続け、一方、対策が全体として医療費の保障に偏り、疾病の予防から機能訓練に至る保健サービシスの一貫性に欠けていることなどが指摘されてきた。(以下 略)
- こうした背景の中で、国会でも長期にわたって審議された新法の目的、基本理念は条文の中で次のように示されている。
- 第一条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。
 - 第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。
 - 2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域又は地域において老後における健康の保持を図るための適切な保健サービシスを受ける機会を与えられるものとする。(以下、各条文略)
- 具体的には、費用分担について国が二〇パーセント、地方公共団体が一〇パーセント、残りの七〇パーセントは保険者が負担することになっており、その対象は七〇歳以上の高齢者としている。

滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算表（昭和五十七年度以降）

（単位 円）

年 度	歳 入	歳 出	差 額	引
昭和五七	一四二、九八〇、五六四	一〇九、五一四、九八八	三三、四六五、五七六	
五八	一、九六三、一二六、一六二	一、九一五、二二二、五三五	四七、九一三、六二七	
五九	二、一五一、九五七、七二九	二、一五一、二二九、八六八	七二七、八六一	
六〇	二、三四九、〇四四、九二五	二、三三一、二六五、八三六	一七、七七九、〇八九	
六一	二、五六八、七四六、一八二	二、五八三、〇七五、一八一	一四、三二八、九九九	
六二	二、八二四、〇八二、二二二	二、八一三、〇三三、三四五	一一、〇四九、八六七	
六三	三、四六一、八四九、〇八二	三、四六一、八四九、〇八二	〇	

平成元年度老人保健特別会計款別決算表

（単位 円）

歳 入		歳 出	
款	決 算 額	款	決 算 額
一支払基金交付金	二、七七〇、八三〇、一一一	一 総 務 費	三、〇五四、一三七
二 国庫支出金	七七四、三七八、五三八	二 医 療 諸 費	三、九〇二、一〇〇、七四三
三 道 支 出 金	一九四、四九一、〇〇〇	三 公 債 費	〇
四 繰 入 金	一九〇、四八一、八九四	四 諸 支 出 金	一一、二八七、三六六
五 繰 越 金	〇	五 予 備 費	〇
六 諸 収 入	二三、一四三、三三八		
歳 入 合 計	三、九五三、三三四、八八一	歳 出 合 計	三、九一六、四四二、二四六

歳入歳出差引残額 三六、八八二、六三五円 翌年度へ繰越

第五節 公営住宅事業特別会計

昭和四十九年に設置された滝川市公営住宅敷金特別会計は、昭和六十二年度で廃止、昭和六十三年から公営住宅事業特別会計と統合された。したがって、昭和六十二年の会計決算は、歳入歳出同額として収支の均衡をはかっている。昭和五十四年度以降の決算状況は次のとおりである。

滝川市公営住宅特別会計歳入歳出決算表

(単位 円)

年 度	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	差 引 額
昭和五十四	一九、二六九、八七四	一七、六一七、七〇〇	一、六五二、一七四
五五	三八、〇〇三、〇〇二	三六、九五六、〇五〇	一、〇四六、九五二
五六	二六、四八五、九七二	二四、六二九、二五〇	一、八五六、七二二
五七	一五、六七七、四〇三	一四、四七八、〇五〇	一、一九九、三五三
五八	二五、五一七、〇一七	二五、一四四、五〇〇	三七二、五一七
五九	五六、四六三、一一一	五四、九六三、五〇〇	一、四九九、六一一
六〇	三八、五六九、六四六	三七、二五一、五〇〇	一、三一八、一四六
六一	三二、四五三、九五六	三〇、七五四、六〇〇	一、六九九、三五六
六二	四一、六八八、三〇五	四一、六八八、三〇五	〇
六三	七五三、五四三、〇三一	七四七、九六六、二六七	五、五七六、七六四

平成元年度公営住宅事業特別会計款別決算表

(単位 円)

歳 入	款	決 算 額	歳 出	款	決 算 額
一	使用料及び手数料	四四六、九七二、三一一	住宅事業費	五六九、九三三、一九八	
二	国庫支出金	二八六、四九四、六二二	公債費	三三三、二二〇、二二六	
三	道支支出金	一六、八二五、〇〇三	諸支出金	四八、〇九八、四五〇	
四	財産収入	三七〇、三四二四	予備費	〇	
五	繰入金	八四、五〇〇、〇〇〇			
六	諸収入	一〇、六七〇、七二五			
七	市債	一三六、四〇〇、〇〇〇			
八	繰越金	五、五七六、七六四			
歳入合計		九四九、七五〇、二二二	歳出合計		九四七、二五一、八七四

歳入歳出差引残額 二、四九八、三四七円 翌年度へ繰越

第六節 市立病院特別会計

滝川市立病院は、当時の町民の大きな期待のもとに昭和九年十一月一日町立社会病院として開院以来五十数年にわたり、地域の基幹病院としての使命を果たしながら現在に及んでいる。この間、数次にわたる新・改築などの経緯も含めて、その沿革と現況については市史上巻並びに続巻の第七編第一章第四節に詳細記述されている。

本節では、昭和五十四年度から五十六年までの企業会計方式によ

る収入・支出状況を掲載した。なお、この市立病院特別会計は、昭和五十七年度から江部乙国民健康保険病院特別会計とともに、滝川市病院事業会計として統合されたので、昭和五十七年度以降について、

企業会計方式による収入・支出表

年 度	区 分	収 入	支 出	差 引
昭和五十四	収益的	一、九五二、四七四、四三五	一、八二九、四九三、六二〇	一二二、九八〇、八一五
	資本的	九〇、八二三、五九九	一〇一、〇六六、五三二	△ 一〇、二四二、九八三
五五	収益的	二、一八〇、八四六、六六二	二、一五九、一五五、四七一	二一、六九一、一九一
	資本的	三〇四、三八三、一〇八	三八七、〇七九、四七四	△ 八二、六九六、三六六
五六	収益的	二、二八五、〇三五、三三三	二、三三三、九二一、七二四	△ 四七、八八六、三九一
	資本的	二二五、九七八、五〇〇	二八〇、九七八、五六二	△ 五五、〇〇〇、〇六二

(単位 円)

第七節 江部乙国民健康保険病院特別会計

滝川市立江部乙国民健康保険病院は、昭和十三年十二月五日、元榛谷病院跡に開設された村立江部乙医院がその前身である。その後幾多の変遷を経て昭和四十五年から江部乙町国民健康保険病院となり、更に滝川市との合併により新市に引継がれ現在に至っている。

企業会計方式による収入・支出表

年 度	区 分	収 入	支 出	差 引
昭和五十四	収益的	三三二、五四三、四一四	三三七、六二四、三三二	△ 五、〇八〇、九〇八
	資本的	一〇、〇六二、〇〇〇	一二、二四、八三七	△ 二、一五二、八三七
五五	収益的	三四一、七八七、三六六	三五四、四六八、五二五	△ 一二、六八一、一五九

(単位 円)

開院以来の沿革と現況については、市史上巻並びに続巻の第七編第一章第五節に詳述されており、本節では、昭和五十四年度から五十六年度までの企業方式による特別会計について記載した。

なお、滝川市立病院特別会計と同じように、昭和五十七年度以降については滝川市病院事業会計に統合されたので、第八節滝川市病院事業会計に記載した。

五 六	資本的 収益的	五、九六八、〇〇〇 三三〇、五九三、九六八	六、四四二、四六五 三七五、八九五、六五五	△ △ △	四七四、四六五 四一、六八七 九一、九〇五
--------	------------	--------------------------	--------------------------	-------------	-----------------------------

第八節 滝川市病院事業会計

病院会計は、昭和五十六年度まで市立病院特別会計と江部乙国民健康保険病院特別会計の二つに分かれていたが、昭和五十七年度か

らは滝川市病院事業会計として一本化された。
したがって、第三章の第六節、第七節では、それぞれ特別会計として市史上巻の継続分としての記録とし、五十七年度以降については本節を新しく設定して病院事業会計を記載した。

年度別病院事業会計の状況（昭和五十七年度以降）

（単位 円）

58 年 度		57 年 度		年 度	区 分	入	出	差	引
資 本 的	収 益 的	資 本 的	収 益 的	病 院	病 院	入	出	差	引
滝川市立病院 江部乙国保病院 計	滝川市立病院 江部乙国保病院 計	滝川市立病院 江部乙国保病院 計	滝川市立病院 江部乙国保病院 計	滝川市立病院 江部乙国保病院 計	滝川市立病院 江部乙国保病院 計	二、四〇七、六六三、〇九九 三三八、〇七二、四五八 二、七四五、七三五、五五七	二、三九一、一五九、八三三 三四一、〇九四、五四五 二、七三三、二五四、三七八	△ △ △	一五、五〇三、二六六 三、〇二二、〇八七 一二、四八一、一七九
八五三、六二四、九四二 三二、四八四、三六〇 八八六、一〇九、三〇二	二、五二六、二五八、七三五 三五七、一六二、二二七 二、八八三、四二〇、九五二	八七三、七二〇、四二五 四、九二一、〇〇〇 八七八、六四一、四二五	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	二、六五五、八二六、八〇一 三五八、八三三、五四二 三、〇一四、六六〇、三四二	△ △ △	△ △ △
九九二、五七三、〇九一 三二、六四六、八二六 一、〇二五、二一九、九一七	二、六五五、八二六、八〇一 三五八、八三三、五四二 三、〇一四、六六〇、三四二	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	九七三、五五六、五八三 四、九三四、〇三四 九七八、四九〇、六一七	二、六五五、八二六、八〇一 三五八、八三三、五四二 三、〇一四、六六〇、三四二	△ △ △	△ △ △

2 資本的收入及び支出

(単位 円)

収入		支出	
款項	決算額	款項	決算額
一 市立病院資本の収入	五三、〇三一、〇〇〇	一 市立病院資本の支出	四一八、一一八、四〇四
(一) 出 資 金	五〇、二〇五、〇〇〇	(一) 建設改良費	二二一、六七八、五六五
(二) 貸付金収入	二、八二六、〇〇〇	(二) 企業債償還金	一八八、五六一、八三九
二 国保病院資本の収入	三三、五一四、〇〇〇	(三) 貸 付 金	七、八七八、〇〇〇
(一) 企 業 債	一八、九〇〇、〇〇〇	二 国保病院資本の支出	三八、一四二、三八八
(二) 出 資 金	一一、〇六四、〇〇〇	(一) 建設改良費	二一、四九六、一〇〇
(三) 補 助 金	二、五〇〇、〇〇〇	(二) 企業債償還金	一六、五九六、二八八
(四) 貸付金収入	五〇、〇〇〇	(三) 貸 付 金	五〇、〇〇〇
合 計	八五、五四五、〇〇〇	合 計	四五六、二六〇、七九二

基本的収入額が資本的支出額に不足する額三七〇、七一五、七九二円は、消費税資本的収支調整額二五三、二六四円及び過年度損益勘定留保資金三七〇、四六二、五二八円で補てんした。

第九節 上水道特別会計

業法の一部を適用し、現在は企業会計方式となっている。
次に昭和五十四年度以降の年度別歳入歳出決算を掲げ、平成元年度分については損益計算表を付した。

市の公益事業としての水道事業会計は、昭和三十三年から公営企

業会計方式による収入支出決算表

(単位 円)

年 度	区 分	収 入	支 出	差 引
昭和五四	収益的	六〇九、〇六二、四一〇	五七九、九四七、三五六	二九、一一五、〇五四
	資本的	三一八、九四五、八〇〇	四三七、〇六七、一〇六	△一一八、一二一、三〇六
五五	収益的	五八九、六九五、七一八	六〇三、七五三、二六〇	△一四、〇五七、五四二

イ 普通財産

(単位 平方メートル)

区分	土地(地積)	建物(延面積)
普通財産	五、〇〇一、九〇八・九五	一八、一九九・五六
計	五、〇〇一、九〇八・九五	一八、一九九・五六

(二) 動産 (航空機)

二機

- (一) 有価証券 五件
- (二) 出資による権利 二〇件
- (三) 債権
- (四) 基金
- (五) 基金保管状況

(単位 円)

基金の名称	金額	基金の名称	金額
減債基金	七〇八、一六七、〇〇〇	商業振興基金	三、八八六、〇〇〇
財産育成基金	一〇、六一四、七〇〇	消防施設整備基金	二、七一六、〇〇〇
財政調整基金	二二一、三七五、七九四	育英事業基金	七〇、四六二、七八九
学校林基金	四三六、一一一	発明工夫奨励基金	二、一五三、〇〇〇
土地開発基金	七九九、〇一七、二一九	水田農業確立推進事業基金	五〇、四〇二、〇〇〇
庁舎建設費積立基金	九〇八、六一七、〇〇〇	滝川西高等学校整備基金	七、六四四、〇〇〇
職員福利厚生基金	二、四二四、〇〇〇	芸術文化振興基金	三、二二六、〇〇〇
開基百年記念事業基金	二九三、六六五、〇〇〇	生涯学習振興基金	四、一二〇、〇〇〇
国際交流事業基金	九二、〇四〇、〇〇〇	体育振興基金	四一、八四三、〇〇〇
交通安全対策事業整備等基金	八〇二、〇〇〇	大学等設置基金	六一、三四一、〇〇〇
社会福祉事業振興基金	一〇九、五〇七、〇〇〇	公営住宅敷金基金	九、六六二、五八八
墓地管理基金	一一、四九二、〇〇〇	勤労者福祉共済基金	四四、七八七
ごみ処理施設建設費積立基金	二、九六九、〇〇〇	合 計	三、四一八、六一七、九八八

(一) 基金に属する財産

ア 財産育成基金

土地 六、一七〇、三八四㎡

イ 学校林基金

土地 五三、九九〇㎡

ウ 未来づくり基金

土地 五五八、八九八㎡

(二) 未来づくり基金

立木 五、五二〇㎡

四 北海道市町村備荒資金組合積立金

四九、〇一九、一九五円

この基金は、滝川市開基百年を記念して、超長期(一〇〇年)を展望した未来の都市づくりを資することを目的として、平成二年三月二十八日「未来づくり基金」として設置したものである。

ア 未来づくり基金 一億円 (平成二年四月積立)

第四章 納 税

第一節 納税奨励と納税組合

諸税納入成績の向上と納税思想の普及徹底をはかるため、歴代の理事者は常に努力しており、滝川市においても大正時代から納税奨励規定が設けられている。滝川、江部乙ともに、それぞれ奨励規定を制定しているが、これらの経過は市史上巻七一六ページに記述されている。江部乙町との合併以後、昭和四十七年四月一日規則第一二五号をもって「滝川市納税奨励規則」を制定し、納税貯蓄組合及び、その連合会の設立と、組合育成のための事務費、補助金の交付並びに納税功労者の表彰に必要な事項を定めている。

納税奨励のための組合設立、運営に際して市の規則が幾度か改正されているが、平成元年八月七日現在の制度の概要は次のとおりである。

- 1 納税貯蓄組合設立補助金は組合員二〇人未満は一組合につき、一、〇〇〇円、二〇人以上三〇人未満二、〇〇〇円、三〇人以上五〇人未満三、〇〇〇円、五〇人以上八〇人未満四、〇〇〇円、八〇人以上一五〇人未満五、〇〇〇円。
- 2 普通補助金として二月二十日までに九〇パーセント以上の納付率となった組合に対し、納税義務者一人につき一五〇円、納付書枚数一枚につき一〇〇円。
- 3 特別補助金として

- (1) 各納期ごとに完納した場合 納付済額の一、〇〇〇分の八以内
 - (2) 納期延長を特に認め納期内に完納した場合 納付済額の一、〇〇〇分の六以内
 - (3) 二月二十日までに全額納付した場合 納付済額の一、〇〇〇分の五以内
 - (4) 二月二十日までに九〇パーセント以上を納付した前記以外の組合 納付済額の一、〇〇〇分の三以内
- ただし、特別補助金は、当該年度において一〇万円を超えて交付することはできない。
- 以上の規定により昭和二十八年以降、市町長表彰、空知支庁長、道知事表彰と多くの組合・個人が受彰している。

歴代連合会長名、期間は次のとおりである。

滝川市街地区連合会長	
就 任	退 任
初代 照本 市蔵	昭三六・三・三〇〜昭五一・五・二八
二代 柴田 棟造	同五一・五・二九〜同五九・六・一三
三代 木井 欽策	同五九・六・一四〜現在
滝川農業地区連合会長	
初代 福田 義行	昭三三・五・一〜昭四五・三・三一
二代 宮崎 久男	同四五・四・一〜同六三・一二
三代 堀田 健司	同六三・一二・八〜現在
江部乙地区連合会長	
初代 吉岡 重信	昭三九・二・二九〜昭五九・八
二代 森井 正之	同五九・八・二八〜現在
中空知地区納税貯蓄組合連合会長	
初代 照本 市蔵(滝川)	昭四二・八・一九〜昭五〇・五・二五
二代 上村 徳治(新十津川)	同五〇・五・二六〜現在
注 中空知地区とは、滝川税務署管内の滝川・芦別・赤平・砂川・歌志内・奈井江・新十津川・上砂川・浜益の五市三町一村である。	

第二節 納税貯蓄組合名

納税組合一覽(平成二年二月末現在)
市街地区連合会

組 合 名	組合長氏名	組合員數	設 立 年 月 日
本町第二区	寒河江 貞子	三〇	昭二八・三・一五
本町第三区	塚本 英治	二二	三八・三・二五
第 四 区	由良 寅三	一八	三七・三・二五
六区第一	本間 三男	二八	当初三三・三四・三一 分離三九・三・三一
第 七 区	木井 敏策	六四	二八・三・二
本町第七区	佐々木 由男	二九	三九・九・一
朝日町第一区	前川 岩男	三〇	五二・三・一二
第 八 区	高田 喜四郎	三二	二八・五・一三
栄町第七区一〇区	三好 薫	三二	三六・九・二五
本町第九区	中谷 ツヤ	一五	四〇・八・二〇
西町第九区	宮西 寛	二八	四二・二・二七
朝日町第九区	高波 寅雄	四〇	四三・三・一八
栄町第一区	土井 恒隆	三四	四一・六・六
第一三区	黒井 秀勝	三三	三五・六・一
第一四区	佐藤 敏雄	一九	三六・五・二五
第一五区	細川 利雄	二七	三七・一・一九
大町一八の一	新道 巖	三〇	三九・三・二六
花月町三区	太田 忠五郎	三九	三七・一・一
二二区の一	藤田 昭耀	一六	三九・二・二九

第四章 納 税

明神町第三区	田中 芳夫	三三	三七・九・一
第三一区	熊谷 幸一	一一	三八・四・一
第三四区	石黒 貞一	一二	三六・九・一三
第三五区	菅原 正	五一	三三・六・二三
第三九区	目黒 茂雄	七二	二六・九・三〇
黄 金	柴田 勇	五七	三二・五・二〇
第七八区の一	泉野 栄作	一五	三八・四・五
中 央	米谷 浩	七	三九・七・一五
親 交 会	阿部 實	六一	三〇・一・三〇
銀 商 会	外山 忠男	五六	二八・四・一四
浴 場	岡本 信雄	二六	三三・九・二五
緑 町 四 区	山本 康照	七三	四六・二・六
篤 誠 会	大草 一二三	二八	三〇・一・二七
共 愛 会	伊藤 正一	二〇	三〇・二・二五
本町小売市場	井尾 昌夫	一〇	三九・七・二五
扇 町 三 区	小野 巽	四六	四五・二・二六
明 和 会	高橋 倉太郎	一七	三八・二・四
一 の 坂 会	佐藤 文弥	四一	二八・八・三
一の坂共栄会	松橋 正五郎	三六	三〇・一・二一
朝 日	橋向 清	三〇	三六・三・一
朝日町一區	笹木 貞雄	三九	五二・四・二三
西町一・三区	杉山 啓	二八	四八・三・二三
西町六区	河本 信秋	三七	五〇・四・一
朝日町第六区	伊藤 雅昭	八三	五八・四・一
朝日町第七区	野口 忠男	七八	六三・五・一

農業地区連合会

計 四四組合 一、五三三名

組 合 名	組 合 長 氏 名	組 合 員 数	設 立 年 月 日
東 原 田 直 久	三二・五・二〇	九	三二・五・二〇
東 今 井 昭	二九・三・三〇	三七	二九・三・三〇
東 山 村 一 夫	三三・四・一	一五	三三・四・一
東 中 村 泰 二	三三・五・八	二三	三三・五・八
東 新 庄 宏 治	三三・五・二七	三八	三三・五・二七
東 阿 賀 昇	二九・四・一七	二八	二九・四・一七
東 倉 島 彦 三	三三・五・一三	二五	三三・五・一三
東 田 村 進	三三・五・一四	一八	三三・五・一四
東 佐 藤 松 夫	三三・四・一	二三	三三・四・一
東 山 田 義 輝	三三・五・二九	三〇	三三・五・二九
東 三 笠 兼 嗣	三三・五・一〇	一九	三三・五・一〇
西 内 生 藏 功	三三・七・三一	二八	三三・七・三一
西 佐 原 ユ	三三・一・二二	五	三三・一・二二
西 田 中 茂	三〇・二・一五	一八	三〇・二・一五
西 松 田 良 男	二九・三・一五	三九	二九・三・一五
西 竹 内 勉	三三・五・二一	三四	三三・五・二一
西 嶋 津 正 一	二八・四・二七	三四	二八・四・二七
西 中 村 猪 二	三三・五・二一	三六	三三・五・二一
通 田 中 実	二七・四・一四	二三	二七・四・一四
通 水 上 陸 雄	三七・四・一	二〇	三七・四・一
通 坂 下 勉	三二・五・二二	一七	三二・五・二二
通 花 島 郁 夫	三三・七・二八	一〇	三三・七・二八

通 西 村 幸 男	三二・五・一三	二二	三二・五・一三
通 多 田 光 雄	三二・五・三〇	二三	三二・五・三〇
第 山 内 富 雄	三二・五・一八	二二	三二・五・一八
東 吉 田 富 士 夫	三二・五・二〇	二四	三二・五・二〇
東 武 田 廣 達	三三・七・三一	三五	三三・七・三一
池 寄 谷 忠 義	三三・五・一五	一三	三三・五・一五
池 古 賀 信 吉	三三・五・一五	二四	三三・五・一五
池 野 沢 利 秋	三三・七・三一	三一	三三・七・三一
西 宮 本 彰	三三・五・一三	二七	三三・五・一三
西 谷 口 栄 作	三三・七・三一	一二	三三・七・三一
鉄 橋 通 り	三一・三・三一	八	三一・三・三一
空 知 太 東 部	三三・四・一	四一	三三・四・一
空 知 太 東 部	三三・五・一三	七	三三・五・一三
東 岡 山 為 一	三三・五・一三	二〇	三三・五・一三
東 嶋 沢 敏 雄	三三・五・一六	三八	三三・五・一六
東 法 島 実	三三・七・七	二一	三三・七・七
東 大 橋 弘 芳	三三・五・一六	二一	三三・五・一六
東 馬 道 武 雄	三三・四・五	二五	三三・四・五
東 大 川 博 美	三三・五・三〇	四七	三三・五・三〇
東 内 野 高 博	三三・五・一五	三八	三三・五・一五
東 石 川 誠	三三・五・一〇	八	三三・五・一〇
出 庄 口 正 男	三三・五・一一	二七	三三・五・一一
若 川 忠 男	三六・二・二四	一	三六・二・二四
四 八 区	三二・五・二二	二一	三二・五・二二

納税貯蓄組合現況調（各年度末）

平成 元年	63年	62年	61年	60年	59年	58年	57年	56年	55年	昭和 54年	年 度		
											組 合 数	組 合 員 数	
44	45	45	47	48	48	48	47	50	50	50	50	組 合 数	市街連合会
1,658	1,701	1,765	1,777	1,717	1,875	1,796	1,787	1,944	1,894	2,027	2,027	組 合 員 数	市街連合会
1,411	1,468	1,404	1,413	1,414	1,417	1,511	1,062	1,559	1,552	1,535	1,535	納 税 義 務 者 数	市街連合会
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	48	組 合 数	農 業 連 合 会
1,207	1,219	1,221	1,254	1,173	1,378	1,293	1,274	1,281	1,283	1,227	1,227	組 合 員 数	農 業 連 合 会
982	995	997	980	1,028	1,024	991	1,032	1,020	991	1,033	1,033	納 税 義 務 者 数	農 業 連 合 会
84	84	84	84	84	84	85	85	85	84	84	84	組 合 数	連 江 合 部 会 乙
2,105	2,159	2,204	2,209	2,115	2,246	2,224	2,197	2,186	2,172	1,990	1,990	組 合 員 数	連 江 合 部 会 乙
1,715	1,752	1,797	1,715	1,753	1,794	1,769	1,657	1,740	1,741	1,714	1,714	納 税 義 務 者 数	連 江 合 部 会 乙
4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	組 合 数	そ の 他 職 域
160	167	173	194	178	207	207	220	215	219	231	231	組 合 員 数	そ の 他 職 域
146	147	153	160	158	167	179	178	183	174	179	179	納 税 義 務 者 数	そ の 他 職 域
179	180	181	183	184	184	185	185	188	187	188	188	組 合 数	計
5,130	5,246	5,363	5,434	5,183	5,706	5,520	5,478	5,626	5,568	5,475	5,475	組 合 員 数	計
4,254	4,362	4,351	4,268	4,353	4,402	4,450	3,929	4,502	4,458	4,461	4,461	納 税 義 務 者 数	計

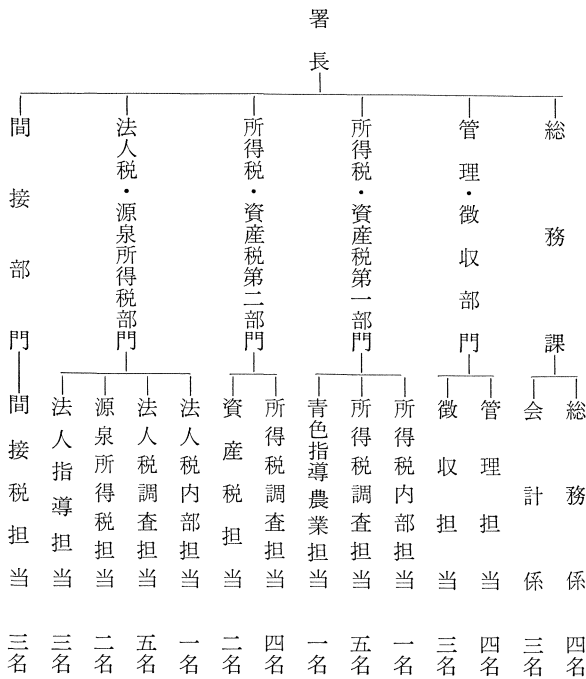
第四章 納 税

第三節 滝川税務署

大正十年十月一日、旧空知税務署管轄の一部と旧札幌税務署管轄の一部を分轄して、滝川町本通り東五丁目滝川税務署が設置された。その後、庁舎の移築、深川税務署の新設による管轄区域の変更などを経て、昭和三十九年十二月二十日、大町一丁目八番十四号に庁舎を新築、移庁して現在に至っている。

管轄区域 五市三町一村（滝川市・芦別市・赤平市・砂川市・歌志内市・上砂川町・奈井江町・新十津川町・浜益村）

事務機構（職員総数四五名）平成二年八月一日現在



歴代署長（昭和五十三年以降）

代	氏 名	就 任 年 月 日	転 退 年 月 日
二九	藤森 信義	昭和 五三・七・一〇	昭和 五五・七・一〇
三〇	成田 清忠	同 五五・七・一〇	同 五七・七・一〇
三一	齊藤 雅彦	同 五七・一〇・七	同 五八・七・一〇
三二	渡部 泰夫	同 五八・七・一〇	同 六〇・七・一〇
三三	佐々木勝實	同 六〇・七・一〇	同 六二・七・一〇
三四	佐々木孝志	同 六二・七・一〇	同 六三・七・一〇
三五	前田喜代治	同 六三・七・一〇	平成 二・七・一〇
三六	青山 靖男	平成 二・七・一〇	現 在